

ILO 懇談会開催要綱 新旧対照表

新	旧
<p>1 略</p> <p>2 メンバー 最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ3名並びに原則として<u>厚生労働省国際労働交渉官</u>、大臣官房国際課長及び同課国際労働・協力室長とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 懇談会の運営 (1) 懇談会は、<u>厚生労働省国際労働交渉官</u>が労使の参集を求めて開催する。 (2) ～ (4) 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 メンバー 最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ3名並びに原則として<u>厚生労働省において国際労働を担当する審議官</u>、大臣官房国際課長及び同課国際労働・協力室長とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 懇談会の運営 (1) 懇談会は、<u>厚生労働省において国際労働を担当する審議官</u>が労使の参集を求めて開催する。 (2) ～ (4) 略</p>